

市町村子ども計画について

1 市町村子ども計画の策定について

- 子ども基本法 10 条において、市町村は年内に国が定める「子ども大綱」を勘案して「市町村子ども計画」を策定するよう努めることとしている。
- 国は「市町村子ども計画」について、「子ども・子育て支援法」に基づいて各自治体が策定済みの「子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして作成可能としており、本市でも一体として策定する方針。
- なお、本市の「子ども・子育て支援事業計画」は、令和 6 年度で現行計画の計画期間を終えるため、令和 7 年度から「市町村子ども計画」と一体で策定する。

2 市町村子ども計画が勘案する子ども大綱の内容

「子ども大綱」は、これまでの①少子化社会対策大綱、②子供・若者育成支援推進大綱、③子どもの貧困対策に関する大綱の 3 つを含むこととされており、少子化に対処するための施策や、子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備、子どもの貧困対策に関する施策などが盛り込まれる見込み。

3 12月議会における新潟市子ども・子育て会議条例の改正について

本市では「子ども・子育て支援事業計画」の策定や進捗管理について、新潟市子ども・子育て会議において調査審議しており、今後は同会議において「市町村子ども計画」を調査審議していくため、12月議会において「新潟市子ども・子育て会議条例」を改正する予定。

4 スケジュール案

R5 年 9 月 25 日	第 1 回子ども・子育て会議（「市町村子ども計画」策定の考え方）
11 月ごろ	「子ども大綱」の閣議決定（予定）
12 月議会	「新潟市子ども・子育て会議条例」の改正
R6 年 3 月下旬	第 2 回子ども・子育て会議（「市町村子ども計画」策定のスケジュール）
R6 年度内	「市町村子ども計画」の策定

こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）

施行日：令和5年4月1日

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）**を講ずるものとする**
※ 「地方公共団体」とは、**地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体**を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい**

【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする